

白鷹町商工会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、商工会運営に功労のあった役員並びに勤務成績の優良な者及び企業の興隆発展に寄与し他の模範となる功績顕著な商工従業員を表彰し、勤労意欲の高揚に資することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次の者について行う。

- (1) 商工会役員功労者
- (2) 永年勤続従業員
- (3) 優良従業員

(表彰の基準)

第3条 商工会役員功労者とは、本会の役員として通算6年以上、会の運営及び事業推進に寄与し、功績顕著と認められる者とする。

第4条 永年勤続従業員とは、会員事業所に10年以上勤務し、業務能率が優れ、他の模範と認められる者とする。

2 前項の規定による表彰は、別表1の対象勤続年数区分ごと1回とする。

第5条 優良従業員とは、会員事業所に勤務し、技術や発明考案、商取引での販路拡大、業務改善や合理化など企業への貢献度が高く、他の模範と認められる者とする。

(表 彰)

第6条 表彰は商工会長名をもって表彰状を授与する。また、表彰には、記念品を付することができる。

(表彰者の推薦及び決定)

第7条 表彰者（商工会役員功労者を除く）を推薦しようとする場合は、別途定める推薦書を提出しなければならない。

2 前項により推薦があった場合は、正副会長会に諮り表彰を決定するものとする。

(表彰負担金)

第8条 永年勤続従業員及び優良従業員表彰の記念品等代金として、当該事業所から負担金を徴することができる。

2 負担金額は、別表1に定める額を目途とする。

(感謝状の贈呈)

第9条 本会会長が適当と認めた場合は、地区商工業の振興発展に著しく功績のあった者に対し感謝状を贈呈することができる。

2 感謝状の授与の方法は、第6条（表彰）を準用する。

(雑 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会理事会において定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

対象区分	対象勤続年数等	事業所負担金 (1 人当たり)
(1) 永年勤続従業員	10 年以上～20 年未満	10,000 円
	20 年以上～30 年未満	10,000 円
	30 年以上	20,000 円
(2) 優良従業員	—	10,000 円

(事業所負担金は、被表彰者への記念品及び額縁代に充当する。)